

第 510 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 22 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分 ~
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|---------|--|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
岡 山 一 郎
益 田 佐和子
横 山 純 子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
高 山 伸 男
西 崎 知 佳
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗
山 本 哲 司 |
| 事務局 | 岡山労働局長 森 實 久美子
労働基準部長 政 木 隆 一
賃 金 室 長 三 村 典 代
賃 金 指 導 官 中 本 弘 一
監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩
労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 510 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は公開にて行います。

定足数について報告申し上げます。本日は労働者側委員の小橋委員が欠席でございますが、他の委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金に係る異議申出等について

(2) 岡山県最低賃金専門部会の廃止について

(3) 今後の審議日程について

(4) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

益田会長

皆様、お暑い中御苦勞様です。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

では、議題(1)岡山県最低賃金に係る異議申出等について、事務局から説明してください。

三村室長

異議の申出について、御報告いたします。

提出のあった異議申出書につきましては、資料としてお配りしております。資料 1 を御覧ください。

受け付け順に申し上げますと、「岡山県労働組合会議」、「岡山県高等学校教職員組合」、「岡山県医療労働組合連合会」、「生協労組おかやま」、「労働組合岡山マスカットユニオン」の 5 団体から異議申出がありましたので、報告いたします。

この異議申出につきまして、局長から挨拶のあと、諮問文を会長へ手渡しまして、その後、私から諮問文を読み上げさせていただきます。

森實局長

会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本日は大変お暑い中、また、お忙しい中、本審議会に御出席をいただき有難うございます。

地域別最低賃金につきましては、令和 6 年 8 月 6 日、当審議会から答申をいただき、8 月 21 日までに異議申出の公示手続

きをとっておりました。先ほど事務局から説明いたしましたとおり、5件の異議申出がありましたので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(局長から会長へ諮問文手交)
(事務局、諮問文の写しを各委員に配付)

三村室長 それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文の読み上げ)

益田会長 ただ今、岡山労働局長から諮問がありましたので、早速審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

三村室長 事務局から御説明申し上げます。資料 1を御覧ください。
異議申出書につきまして、事務局から読み上げさせていただきます。

(岡山県労働組合会議提出の異議申出書読み上げ)
(岡山県高等学校教職員組合提出の異議申出書読み上げ)
(岡山県医療労働組合連合会提出の異議申出書読み上げ)
(生協労組おかやま提出の異議申出書読み上げ)
(労働組合岡山マスカットユニオン提出の異議申出書読み上げ)

三村室長 この度の5団体からの異議申出について、答申に関わる共通する事項は、1点目、8月6日に答申された50円引上げの982円では不十分であり、岡山県労働組合会議からは、「いますぐ1000円以上に引上げ、速やかに1600円を実現することが不可欠」、岡山県高等学校教職員組合からは、「1600円以上に引上げることを目指し、少なくとも1000円以上とすること」、岡山県医療労働組合連合会からは、「時間給1600円以上、月額25万円が必要である。」、生協労組おかやまからは、「全国どこでも生活には月額22~24万円(時給1500円以上)が必要」、岡山マスカットユニオンからは、「最低賃金時給1800円以上とすること」の申立てです。

2点目として、「中小企業が使用しやすい特別補助策の必要性」の申立てがございました。

この理由により、8月6日の答申に関わる異議申立がありましたので、審議のほどよろしくお願い致します。

また、答申以外の事項として、議事の完全公開のこと、全国一

律最低賃金制度のこと、委員の任命手続きについての申立てがありました。

事務局からの説明は、以上です。

益田会長

ただ今の事務局からの説明のとおり、異議申出が5件ございました。このうち、当審議会が8月6日に提出した答申に関わる異議申出の理由として2点あげられています。1点目は50円引上げの982円では不十分であること、2点目は中小企業が使用しやすい特別補助策の必要性のこと、でございます。

この2点について皆様の御意見をお伺いして、8月6日の答申が適切かどうか審議を進めてまいりたいと考えます。皆様の意見をお伺いする前に、意見を取りまとめる時間を15分程もうけたいと考えます。よろしいでしょうか。

(同意する声あり)

益田会長

それでは、それぞれ打合せをしていただいて、10時45分から再開したいと思います。

(労使委員は別室にて打合せ)

益田会長

三者協議を再開します。

異議申出にあります共通した事項の1点目、「答申された最低賃金額の引き上げ額が不十分である」との申出については、8月6日の答申が適切かどうか、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと考えます。まず、労側の御意見はいかがでしょう。

西崎委員

私たち労働者側として求めているところについては、最低賃金近傍で働く低い水準で生活している人たちに対する生活の安心であり、労働者が最低限の生活を営むに必要な賃金水準です。このことは専門部会のなかでも繰り返し申し上げて来ましたが、そのため、労働者側として今回の引上げ額に対して、十分な水準とはいえないと考えていますし、人手不足、人口流出の要因である地域間格差の改善にも至らず、結審においては反対の意向を示しました。その点で今回出されている異議申出にある賃金水準が不十分とする考えについては、労働者、生活者の立場として理解できるところです。ただ、本年度の金額審議においては、労働者の生計費を重視して論議された中央最低賃金審議会の結果や、岡山県内の経済情勢等を踏まえ、公労使がそれぞれの知見で主張や考え方を精一杯議論した結果であって、今回の結審に至

っています。加えて、今回の審議では、結審予定の8月5日には結審に至らず、8月6日にずれてしまい、このことで発効予定が1日ずれ、10月2日予定となりました。これ以上審議を長引かせて、最低賃金の引上げを遅らせることは、最低賃金近傍で働く労働者にその波及が遅れることとなります。労働者側として本位ではないという考えもあります。そうして取りまとめられた8月6日の引上げ額に対する答申に対して、労働者側として意見等特段の異論はありません。労働者側としては以上です。

益田会長

ありがとうございます。
続いて、使側の御意見はいかがでしょうか。

西谷委員

今年度につきましては、消費者物価高まりという高騰を重視して、最低賃金を一定程度引上げる必要性については、十分理解したうえで、地元の実情、岡山の実情に基づいた審議に臨んだものです。金額審議におきましては、県内企業の賃上げ水準や中小企業経営者の声等を参考にしつつ、引上げに伴う影響率の広がりとか、公益委員の見解等を考慮いたしました。公労使三者の真摯な協議、審議のなかで生まれた引上げ額50円に対して、適当と考えているところです。以上です。

益田会長

ありがとうございました。
他に委員の皆様、御意見がございますでしょうか。

(意見なし)

益田会長

それでは次に、2点目の「中小企業が使用しやすい特別補助策の必要性」の申出について、皆様の御意見はいかがでしょうか。まず、使側の御意見をお願いします。

西谷委員

改定決定の答申にも明記されていますが、地域の中小企業、小規模企業の事業者が継続的に賃上げできる環境整備などについて、国の支援策が求められるわけです。これを実効あるものとなるよう強く求めるものです。

益田会長

労働者側の御意見はいかがでしょう。

西崎委員

労働者側も使側と同様の意見で、中小企業に対して実効性のある制度となるよう、強く要望するという部分では一緒です。

益田会長 他に委員の皆様の御意見はありますでしょうか。

益田会長 それでは、今回改正された岡山県最低賃金額に係る当審議会の意見に対しての異議申出がありました。今、議論いたしましたとおり、真摯に審議した結果の決定であることから、「令和6年8月6日付け答申とおり決定することが適当である。」としてよろしいか。

(異議なしの声)

益田会長 この他に、この異議申出全般について、何か御意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

益田会長 それでは、以上で提出のありました異議申出についての審議を終了したいと考えます。
事務局で答申文(案)を用意してください。

三村室長 答申文(案)を準備しますので、しばらくお待ちください。

(答申文(案)を会長及び各委員に配付)

益田会長 事務局から答申文(案)の読み上げをお願いします。

三村室長 それでは答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の読み上げ)

益田会長 答申文(案)のとおりでよろしいですか。

(意見なし)

益田会長 それでは、この内容で(案)をとり、答申することといたします。番号は、「18号」となります。

(会長から局長へ、答申文を手交)

三村室長 ただいま、答申をいただきましたので、局長よりお礼を申し上げます。

森實局長 ただ今、答申をいただきました。委員の皆様には本日まで、岡山県最低賃金の改正に関して慎重かつ丁寧に御審議を重ねていただきありがとうございました。

この答申に沿って、改正後の時間額 982 円を決定し、官報公示の手続きを進めてまいります。最短で 9 月 2 日官報公示、10 月 2 日発効となります。また、審議の過程でいただきました貴重な御意見を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げできる環境整備を進めること、また賃上げ原資の確保につながる継続的な取組等につきまして、労働局としても引き続き努力してまいります。今後とも御理解、御協力をお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

益田会長 続きます、議題(2)岡山県最低賃金専門部会の廃止について、事務局より説明してください。

三村室長 岡山県最低賃金専門部会につきましては、本日、岡山県最低賃金専門部会としての任務を終了したと考えますので、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項の規定に基づきまして、廃止についての議決をお願いいたします。

益田会長 ただ今の岡山県最低賃金専門部会の廃止について、委員の皆さん御異議がありますか。

(異議なし)

益田会長 異議がないようですので、本日をもって岡山県最低賃金専門部会を廃止します。

益田会長 続きます、議題(3)今後の審議日程について、事務局より説明してください。

三村室長 今後の審議日程について、御説明いたします。

次回の審議会は、特定最低賃金専門部会の審議において、必要性の有無の審議または金額改定の審議において、全会一致とならなかった場合に開催となります。専門部会の審議状況をみながら、別途調整させていただきます。よろしく申し上げます。

益田会長 委員の皆様、日程調整の際には、御協力をお願いします。

益田会長 その他、事務局から何かありますか。

三村室長 事務局から、1点説明させていただきます。
資料 2を御覧ください。今年度の全国の地域別最低賃金の改定状況について一覧となっています。8月21日時点の結審状況となります。まだ審議中の局もございますが参考に御覧いただければと思います。事務局からは以上です。

益田会長 他に委員の皆様から、何かありますでしょうか。
それでは、これもちまして、第510回岡山地方最低賃金審議会を終わります。
お疲れ様でございました。